

国際調査機関 S G	シンガポール知的所有権庁	附属書 D S G
調査手数料（PCT規則16） ¹	シンガポール・ドル（SGD） 2,240 ユーロ（EUR） 1,397 日本円（JPY） 174,000 スイス・フラン（CHF） 1,507 米国・ドル（USD） 1,646 韓国・ウォン（KRW） 1,906,000	
追加の調査手数料（PCT規則40.2） ²	SGD 2,240	
国際調査報告に列記された文献の写しのため の手数料（PCT規則44.3）	1書類につき SGD 30	
国際出願の一件書類中の文献の写しのため の手数料（PCT規則94.1の3）	1書類につき SGD 30	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 国際調査機関が先の調査から利益を得る場合，当該先の調査から利益を得る程度に応じて，調査手数料の25%から75%までの払戻し	
異議申立手数料（PCT規則40.2(e)）	SGD 650	
国際調査のために受理する言語	中国語，英語	
国際調査機関は，電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか（PCT規則13の3.1）？	要求する	
機関が要求する電子媒体の種類	CD-R，DVD-R	
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，シンガポールの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う（附属書C参照）。
- この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

委任状の提出要件の放棄

国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している³

別個の委任状が要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時、又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時

国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している³

包括委任状の写しが要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時、又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時

3 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。